

# 国内募集型企画旅行取引条件書

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5で定める「契約書」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

この旅行は、朝日観光自動車株式会社(以下「当社」といいます。)企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書のほか、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

## 1. 旅行のお申込み方法と旅行契約の成立

- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表者としての契約責任者から申し込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者との間で行います。
- 所定の申込書によりお申込みください。
- 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領したときに成立したものとします。
- 障害のあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

## 2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は「申込要項」『5. お申し込みについて』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 3. 旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

## 4. 旅行内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関サービスが中止または遅延となり、皇帝の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- お申込みいただいた人数の一部を取り消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

## 5. 旅行契約の解除

- お客様は、「申込要項」『6. 変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前および、旅行開始後であってもお客様との旅行契約を解除することがあります。
- お客様の都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取り消される場合も、上記取消料の対象となります。
- 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

## 6. 旅程管理及び添乗員の業務

- 添乗員は同行いたしません。
- 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービス提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要なお手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

## 7. 当社の責任及び免責事項

- 当社は当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お仁様15万円を限度として賠償します。(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)
- お客様が次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止③自由行動中の事故④食中毒⑤盗難⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞滞時間の短縮

## 8. 旅程保証

- 当社は契約確定書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満の時はお支払いいたしません。  
①旅行開始日又は旅行終了日②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更④運送機関の種類又は会社名⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更⑥

宿泊機関の種類又は名称⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。  
① 次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます)  
ア旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置  
② 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合  
③ 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

## 9. 特別補償

当社は、特別補償規定の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内

## 10. お客様の責任

- お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様からの損害賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

## 11. 個人情報の取扱い

- 当社は旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきましては、お客様のとの連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続きのために利用させていただくほか、お客様の商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様の買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内のために利用させていただきます。
- 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行業者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察操作時の資料提供および国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
- 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障をきたす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際にはこれら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

## 12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

## 13. その他

- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- この条件・旅行代金は2024年1月12日現在を基準としております。

●お申込み・お問い合わせは

長野県知事登録旅行業 2-288 号

朝日観光自動車株式会社

〒399-0702 長野県塩尻市広丘野村 1610-4

TEL : 0263-54-1099 FAX : 0263-54-4631

国内旅行業務取扱管理者 清沢 和恵

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご遠慮なく問い合わせください。